

中間指針第五次追補等を踏まえた賠償基準の全体概要

本内容は、「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」（2023年1月31日お知らせ済み）及び本日お知らせさせていただいた賠償項目の全体概要になります。

1. 損害項目ごとの具体的なお取り扱い**(1) 過酷避難状況による精神的損害（2023年1月31日にお知らせ済）****①対象となる損害**

過酷避難状況（放射線に関する情報が不足する中で、被ばくの不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと）による精神的苦痛を対象とさせていただきます。

②対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方	対象期間	損害額
本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあり避難された方	本件事故発生から6ヶ月間	30万円
本件事故時点における生活の本拠が福島第二原子力発電所から半径8km～半径10kmまでの区域のうち、福島第一原子力発電所から半径20kmの区域外にあり避難された方	避難指示が出されていた期間 (本件事故発生から2ヶ月間)	15万円

(2) 避難費用、日常生活阻害慰謝料 (2023 年 1 月 31 日にお知らせ済)

①対象となる損害

政府による避難指示等により、避難等対象区域*より同区域外へ避難し引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた方、および同区域内に住居があるものの本件事故時点に同区域外に滞在され、引き続き同区域外の滞在を長期間余儀なくされた方が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され生じた精神的苦痛を対象とさせていただきます。

※「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」における「第3 政府による避難等の指示等に係る損害について」に掲げる政府による避難等の指示等があった対象区域

②対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方	対象期間*	損害額
本件事故時点における生活の本拠が帰還困難区域にあった方、 または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にあった方	2017 年 6 月～2018 年 3 月	月額 10 万円

※これまで 2011 年 3 月から 2017 年 5 月まで (75 ヶ月間) を賠償対象期間として、損害額を 750 万円とさせていただいておりましたが、賠償対象期間を 2018 年 3 月まで 10 ヶ月間延伸し、100 万円を追加してお支払いします。

(3) 生活基盤変容による精神的損害 (2023年1月31日にお知らせ済)

①対象となる損害

本件事故により、生活基盤が本件事故前の状況からかなりの程度毀損されたことにより生ずる精神的損害を対象とさせていただきます。

②対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方 ^{※1} (本件事故時点における生活の本拠が以下のいずれかに該当する方)	対象期間	損害額
居住制限区域および避難指示解除準備区域(大熊町もしくは双葉町を除く)、楡葉町の緊急時避難準備区域にあった方	期間の定めはありません	250万円
緊急時避難準備区域(楡葉町を除く)にあった方		50万円

※1 本件事故時点における生活の本拠が、帰還困難区域、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域に該当される方については、「移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る賠償のお取り扱いについて」(2014年3月26日お知らせ済み)にて「生活基盤喪失による精神的損害」と同様の損害を賠償させていただいているため、追加のお支払いはございません。

(4) 生活基盤変容に準じる精神的損害 (2023年3月27日にお知らせ)

①対象となる損害

避難指示期間中、本件事故前に親が構築していた生活基盤による充実した養育を受けることができなかつたと考えられることを踏まえ、本件事故後に生まれた方の精神的損害を対象とさせていただきます。

②対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方	対象期間	損害額
本件事故時点における生活の本拠が居住制限区域または避難指示解除準備区域(大熊町もしくは双葉町を除く)、檜葉町の緊急時避難準備区域にあった方を親とし、本件事故以降、2017年3月末までに生まれ、かつ、その親と避難生活を共にした方	出生月～2017年3月末	「対象期間の月数」×3万円/月
本件事故時点における生活の本拠が緊急時避難準備区域(檜葉町を除く)にあった方を親とし、本件事故以降、2011年9月末までに生まれ、かつ、その親と避難生活を共にした方	出生月～2011年9月末	「対象期間の月数」×3万円/月

(5) 健康不安に基礎を置く精神的損害 (2023年1月31日にお知らせ済)

①対象となる損害

相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害を対象とさせていただきます。

②対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方		対象期間	損害額
本件事故時点における生活の本拠が計画的避難区域もしくは特定避難勧奨地点にあった方、	子供 ^{※1} および妊婦 ^{※2} の方	2011年3月～2011年12月	60万円 ^{※3}
または福島第一原子力発電所から20km圏内であった方のうち、避難等で計画的避難区域に一定期間滞在された方	子供 ^{※1} および妊婦 ^{※2} 以外の方		30万円 ^{※4}

※1 2011年3月11日～2011年12月31日の間に18歳以下であった方。

※2 2011年3月11日～2011年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方。

※3 「本賠償における3回目のご請求書類の発送等について」(2012年3月5日お知らせ済み)にてご案内させていただいた子供および妊婦の方に賠償額40万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。

※4 「本賠償における3回目のご請求書類の発送等について」(2012年3月5日お知らせ済み)にてご案内させていただいた子供および妊婦以外の方に賠償額8万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。

(6) 精神的損害の増額事由【ADRセンターの総括基準を踏まえ中間指針第五次追補に示されたもの】

①対象となる損害

「要介護の状態にある」「身体又は精神の障害がある」ことなどで通常の避難者よりも大きく受けた日常生活阻害の精神的損害を対象とさせていただきます。

②対象となる方および対象期間・損害額

(太枠以外は 2023 年 1 月 31 日にお知らせ済、太枠は 2023 年 3 月 27 日にお知らせ)

増額事由	賠償の対象となる方 (避難等対象者 ^{*1} の方のうち以下に該当する方)	対象期間	損害額
① 要介護状態にあること	介護保険被保険者証にて介護等級 5～1 の認定を受けていることが確認できる方	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	月額 3 万円 ^{*2}
	透析治療を要する慢性腎不全を有する方のうち、避難により医療機関への通院に係る時間が増加するなど従前と同様の治療を妨げられた方	本件事故から 6 ヶ月間	月額 5 万円
② 身体又は精神の障害があること	身体障害等級 1～6 級の認定又は精神障害等級 1～3 級の認定を受けていることが確認できる方	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	月額 3 万円 ^{*2}
	透析治療を要する慢性腎不全を有する方のうち、避難により医療機関への通院に係る時間が増加するなど従前と同様の治療を妨げられた方	本件事故から 6 ヶ月間	月額 5 万円
③①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと	①又は②の対象となる方の介護者	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	月額 3 万円 ^{*2}
④ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと	乳幼児(満 3 歳未満)の世話を行っていた方	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	月額 3 万円
	満 3 歳以上小学校就学前の幼児の世話を行っていた方		月額 1 万円
⑤ 妊娠中であること	本件事故時点で妊娠されていた方	期間なし	一時金として 30 万円
	本件事故以降に妊娠された方	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間、増額事由に該当する期間	月額 3 万円

②対象となる方および対象期間・損害額（2023年3月27日にお知らせ）

増額事由	賠償の対象となる方 (避難等対象者※1の方のうち以下 に該当する方)	対象期間	損害額
⑥ 重度又は中等度の持病があること	厚生労働省の定める特定疾病、特発性血小板減少性紫斑病、ベーチェット病、透析治療を要する慢性腎不全のいずれかを有する方 (ただし、増額事由「①要介護状態にあること」、増額事由「②身体又は精神の障害があること」のいずれにも該当しない場合に限る) ※3	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	月額3万円※2
	透析治療を要する慢性腎不全を有する方のうち、避難により医療機関への通院に係る時間が増加するなど従前と同様の治療を妨げられた方	本件事故から6ヶ月間	月額5万円
⑦ ⑥の者の介護を恒常的に行ったこと	⑥の対象となる方の介護者	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	月額3万円※2
⑧ 家族の別離、二重生活等が生じたこと	避難生活に伴い、18歳以下の方が親との別離を余儀なくされたご家庭	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	○0歳～12歳 月額3万円 ○13歳～15歳 月額2万円 ○16歳～18歳 月額1万円
⑨ 避難所の移動回数が多かったこと	本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあり避難された方のうち、2011年5月以降に6回以上避難所に移動した方	2011年5月以降、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間	○一時金として5万円
	本件事故時点における生活の本拠が福島第二原子力発電所から半径8km～半径10kmまでの区域のうち、福島第一原子力発電所から半径20kmの区域外にあり避難された方のうち、2011年5月以降に6回以上避難所に移動した方		
	上記以外の方で本件事故以降6回以上避難所に移動した方	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間	
⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと	左記事由に該当する方	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	個別にご事情をお伺いし適切に対応させていただきます

※1 下記のいずれかに該当される方が対象となります。

- ・本件事故が発生した後に避難等対象区域より同区域外へ避難し、引き続き同区域外滞在を余儀なくされた方

- ・避難等対象区域内に住居があるものの本件事故時点に同区域外に滞在され、引き続き同区域外に滞在を余儀なくされた方
- ・屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた方

※2 「避難生活等による精神的損害（要介護者さま等への増額）に係る賠償について」（2014年1月17日お知らせ済み）にて個別のご事情に応じた賠償額（一人当たり月額1万円、1万5千円、2万円）をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。

- ※3 【特定疾病】（厚生労働省 HP「特定疾病の選定基準の考え方」の項番2を参考）
1. がん※
 2. 関節リウマチ
 3. 筋萎縮性側索硬化症
 4. 後縦靭帯骨化症
 5. 骨折を伴う骨粗鬆症
 6. 認知症
 7. 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
 8. 脊髄小脳変性症
 9. 脊柱管狭窄症
 10. 早老症
 11. 多系統萎縮症
 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 13. 脳血管疾患
 14. 閉塞性動脈硬化症
 15. 慢性閉塞性肺疾患
 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

【その他】

特発性血小板減少性紫斑病、ベーチェット病、透析治療を要する慢性腎不全

<増額事由が複数該当する場合や複数の方が介護していた場合などの扱い>

- 「①要介護状態にあること」「②身体又は精神の障害があること」「⑥重度又は中等度の持病があること」の複数事由に該当する場合は、いずれか一つの項目を賠償させていただきます。
- 「③①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと」「④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」「⑦⑥の者の介護を恒常的に行ったこと」については、同一の対象者に対して複数人で介護・世話をを行った場合は、表内に記載の損害額を、原則として、介護・世話をされた方の人数で按分させていただきます。
- 1人で複数人の介護または乳幼児の世話を担われた場合には、人数に応じて上記表中に記載の損害額を加算いたします。ただし、1人で合計3人以上の介護または乳幼児の世話をされていた場合には、介護または乳幼児の世話のご負担の程度を考慮して、3人目以降の損害額は、対象となる増額事由の金額の低い順から半額にして加算させていただきます。
- 「⑤妊娠中であること」「⑨避難所の移動回数が多かったこと」に係る一時金を除き、増額事由に係る一ヶ月の合計損害額が、ご請求者さま一人当たり10万円を超過する場合には、ご事情を詳細にお伺いし対応させていただきます。
- ADRセンターでの和解の仲介手続で精神的損害を増額してお支払い済みの場合は、同一の対象期間における賠償金額の合計との差額を追加でお支払いさせていただきます。

(7) 自主的避難等に係る損害（2023年1月31日にお知らせ済）

①対象となる損害

本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域^{※1}にあった方のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安により同区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に同区域外に滞在され、引き続き同区域外に滞在した場合を含む。）は、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ・自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・避難および帰宅に要した移動費用

本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった方のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら同区域内に滞在を続けた場合は、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

※1 自主的避難等対象区域とは、以下の福島県内の市町村のうち避難等対象区域を除く区域となります。

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市

本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く）^{※2}にあった方のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら同区域内または自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合は、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・同区域内または自主的避難等対象区域内に滞在したことにより、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等があり、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・同区域内または自主的避難等対象区域内に滞在したことにより、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等があり、生活費が増加した分があれば、その増加費用

※2 本件事故時点における生活の本拠が計画的避難区域もしくは特定避難勧奨地点にあった方、または生活の本拠が福島第一原子力発電所から20km圏内にあった方のうち、避難等で計画的避難区域に一定期間滞在された方につきましては、中間指針第五次追補を踏まえ、自主的避難等に係る賠償ではなく、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる「(5)健康不安に基礎を置く精神的損害」を賠償させていただきます。

②対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方		対象期間	損害額
本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった方のうち、自主的避難等対象区域外に自主的に避難 または自主的避難等対象区域に滞在された方	子供および妊婦以外の方 ^{※1}	2011年3月11日～ 2011年12月31日	20万円 ^{※2}
本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く）にあった方 ^{※3} のうち、同区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在された方		2011年4月23日～ 2011年12月31日	20万円 ^{※4}

※1 子供および妊婦の方については、従前にお示しした賠償内容から変更がないため、追加のお支払いはございません。

※2 ①「自主的避難等に係る損害に対する賠償の開始について」（2012年2月28日お知らせ済み）にてご案内させていただいた子供および妊婦以外の方に対する賠償額8万円、②「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」（2012年12月5日お知らせ済み）にてご案内させていただいた子供および妊婦以外の方に対する追加的費用の賠償額4万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。例えば、12万円（①8万円＋②4万円）をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補で対象となる損害額は20万円のため、8万円を追加でお支払いします。

※3 屋内退避区域または南相馬市の一部地域（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」において「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」として扱うこととされた区域）に生活の本拠があった方は、避難の有無や避難先を問わずお支払いの対象とさせていただきます。

※4 「福島県の県南地域、宮城県丸森町および避難等対象区域の方に対する自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」（2013年2月13日お知らせ済み）にてご案内させていただいた「2. 避難等対象区域の方に対する賠償」のうち、子供および妊婦以外の方に対する賠償額4万円をお支払い済みの場合には、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いします。

**(8) 福島県県南地域または宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害
(2023年1月31日にお知らせ済)**

与党東日本大震災復興加速化本部からの申し入れや、与党の申し入れを受けた国から当社への指導等を踏まえて追加賠償をさせていただきます。

①対象となる損害

本件事故時点における生活の本拠が福島県県南地域^{※1}(以下、「県南地域」)または宮城県丸森町(以下、「丸森町」)にあった方のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安により県南地域または丸森町の住居から自主的避難を行った場合(本件事故発生時に県南地域または丸森町以外に滞在され、引き続き同地域・同町以外に滞在した場合を含む。)は、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ・自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・避難および帰宅に要した移動費用

本件事故時点における生活の本拠が県南地域または丸森町にあった方のうち、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら県南地域または丸森町に滞在を続けた場合は、以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

※1 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

②対象となる方および対象期間・損害額

賠償の対象となる方		対象期間	損害額
本件事故時点における生活の本拠が県南地域にあった方のうち、同地域以外に避難もしくは同地域内に滞在された方、 または本件事故時点における生活の本拠が丸森町にあった方のうち、同町以外に避難もしくは同町に滞在された方	子供および妊婦以外の方 ^{※1}	2011年3月11日～ 2011年12月31日	10万円 ^{※2}

※1 子供および妊婦の方については、従前お示しした賠償内容から変更がないため、追加のお支払いはございません。

※2 「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」(2012年12月5日お知らせ済み)にてご案内させていただいた「2. 福島県の県南地域および宮城県丸森町の方に対する賠償」のうち、子供および妊婦以外の方に対する追加的費用の賠償額4万円をお支払い済みの場合には、その金額との差額を追加でお支払いします。

2. お支払いさせていただく賠償額

お支払いさせていただく賠償額については、各損害項目と同趣旨の損害について、直接請求手続、ADRセンターでの和解の仲介手続または訴訟などにおいて、賠償金をお支払い済みの場合は、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いさせていただきます。

以 上